1　品種登録の番号　第20778号
2　品種登録の年月日　平成23年3月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zea mays L.
4　登録品種の名称　KM332
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　カネコ種苗株式会社　群馬県前橋市古市町一丁目50―12
7　出願公表の年月日　平成21年2月23日

1　品種登録の番号　第20779号
2　品種登録の年月日　平成23年3月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zea mays L.
4　登録品種の名称　KM425
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　カネコ種苗株式会社　群馬県前橋市古市町一丁目50―12
7　出願公表の年月日　平成21年2月23日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省生産局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道留萌郡小平町字花岡六〇の一・一五二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五四・一五五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字花岡六〇の一・一五二の一・一五四・一五五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一五六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県一関市川崎町門崎字舘畑三四三・三七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町下之川字牛谷一五〇二、一五〇三、一五〇六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県熊野市五郷町湯谷字本京ノ向一、字横平向二三、字滝谷二八、字木屋ノ口五八、五九、六六の一、六七、字高代山二五一の二、二五一の三、三〇五、三〇七、三〇七の一、三〇九、字池嶌四四七の一、五郷町桃崎字越屋奥一一七、飛鳥町小又字瀧下六七四の二、飛鳥町大又字杓ノダワ一二五六、一二五七、一二五七の一、字長谷一二九五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町小又字貝見二七の一から二七の四まで、二七の七、二八の一、字大浦五八四、五九〇、五九一の二、五九四（次の図に示す部分に限る。）、字崩五九二、五九三、五九五、字ウルシ畑五九六、字コウラキ五九八、五九九、字焼原六〇〇、六〇〇の二、六〇〇の三、六〇一、六〇一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県富士宮市上稲子字横道一一〇七の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県賀茂郡西伊豆町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び西伊豆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市四日市字野地一六四一の五、一六四六の五、一六四六の六

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため